

お知らせ

「大規模集客施設の立地に係る広域調整の判断基準」及び「岩手におけるコンパクトな都市づくりの基本方針」を策定しました

都市計画課

1. 「大規模集客施設の立地に係る広域調整の判断基準」及び「岩手におけるコンパクトな都市づくりの基本方針」策定の目的と経緯について

目的

○大規模集客施設の立地に係る広域調整の判断基準について

平成 18 年 5 月の都市計画法等の改正に伴い、大規模集客施設が立地できる用途地域が制限されたことから、許容される用途地域以外に大規模集客施設の立地を図ろうとする場合には、用途地域の変更等、都市計画の決定又は変更を行う必要があります。

土地利用に関する都市計画決定の権限は市町村にあります。市町村が都市計画を決定又は変更しようとする場合には、県の同意が必要です。県は、「広域的な見地から調整を図る観点」と「県が定める都市計画との適合を図る観点」から、同意するかどうかの判断を行います。

また、同法の改正において、県の広域調整機能を拡充するため、県が同意の判断において、関係市町村（当該市町村の周りの市町村等）から意見を聴くことができることになったことから、県が同意又は不同意の判断を迅速かつ的確に判断するために「大規模集客施設の立地に係る広域調整の判断基準」を策定するものです。

○岩手におけるコンパクトな都市づくりの基本方針について

本県においては、全国平均を大きく上回るペースでの人口減少や少子高齢化、モータリゼーションの進展による自動車依存など、都市を取り巻く社会情勢が大きく変化してきたことから、県では、これまでの拡大を前提にした都市計画を見直し、社会情勢の変化に適切に対応しながら、それぞれの地域特性を活かした個性と魅力に溢れた都市づくりを行う必要があると考えています。

「岩手におけるコンパクトな都市づくりの基本方針」は、都市計画の基本的な方針を定める市町村マスタープラン等を見直す際の参考にしてもらうなど、今後の岩手のまちづくりのガイドラインとして活用できるように基本的な考え方を示すものです。

経緯

上記判断基準及び基本方針を策定するにあたり、有識者や関係行政機関等で組織する岩手県都市計画審議会に「社会情勢の変化に対応したまちづくり専門小委員会」を設置し、ご意見を伺い（案）を作成し、その（案）について、広く県民の皆様からご意見を聴くためパブリック・コメントを実施して、いただいたご意見を参考に、表現の重複や言葉の整理と併せ、必要な修正等を行い、平成 19 年 11 月 28 日付けで市町村等の関係機関に通知しました。

2. パブリック・コメントの実施結果について

広く県民の皆様からご意見を聴き、これらに反映するために、平成19年11月2日～11月22日の期間で、県のホームページに（案）を掲載するとともに、県庁行政情報センター及び広域振興局等の行政情報サブセンターに（案）を備え、パブリック・コメントを実施しました。

○ご意見の提出状況

	提出通数	意見数
①大規模集客施設の立地に係る広域調整の判断基準	20通	73件
②岩手におけるコンパクトな都市づくりの基本方針	16通	60件
全 体	36通	133件

○ご意見の対応状況

意見対応区分	①判断基準	②基本方針	総 数
A：既に記載済みのもの、実際に反映済みのもの	51件	50件	101件
B：文章の修正、記述の追加等、案に反映するもの	12件	8件	20件
C：今後の都市計画行政を進める上で留意する必要があるもの	1件	2件	3件
D：情報、感想、質問等で対応の対象とならないもの	9件		9件

いただいたご意見に対する県の考えや対応等については、都市計画課ホームページにおいて「意見対応表^{*1}」を掲載しておりますのでご覧ください。

多数のご意見をお寄せいただきましてありがとうございました。

3. 「大規模集客施設の立地に係る広域調整の判断基準」及び「岩手におけるコンパクトな都市づくりの基本方針」の概要版について

上記判断基準及び基本方針について概要をお知らせいたします。

なお、平成19年11月28日付けで通知しました「大規模集客施設の立地に係る広域調整の判断基準^{*2}」及び「岩手におけるコンパクトな都市づくりの基本方針^{*3}」については、都市計画課ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

<※1～3につきましては下記の都市計画課 HP に掲載しております>

 <http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=827&of=1&ik=3&pnp=17&pnp=66&pnp=784&pnp=827&cd=8396>

大規模集客施設の立地に係る広域調整の判断基準 概要版

1. 本基準策定の目的

大規模集客施設立地に係る市町村からの都市計画の決定又は変更について協議を受けた場合に、都市計画法第19条第4項に基づき的確な同意の判断を迅速に行うため、予めその広域調整の判断基準を策定しようとするものである。

2. 大規模集客施設の適正な立地に係る広域調整の判断基準

(1) 大規模集客施設の立地に係る広域調整の判断基準

前述した大規模集客施設の立地に係る市町村の都市計画に対する同意判断及び、広域調整の基準は以下のとおりとする。

1) 広域調整の対象となる都市計画

「大規模集客施設」の立地に係る

- ① 用途地域の決定又は変更
- ② 開発整備促進区を定める地区計画の決定又は変更
- ③ 市街化調整区域において定める地区計画の決定又は変更
- ④ 特別用途地区や地区計画等で立地を規制している場合、それを緩和する変更

2) 広域調整を行う関係市町村の範囲

広域調整を行う関係市町村の範囲は以下のとおりとする。

- ① 立地市町村に隣接する県内の市町村を基本とする。
〔但し、当該市町村が広域都市計画の区域を構成する場合は、その区域の全ての市町村を対象とする。〕
- ② 上記以外に、県が特別な理由で必要と認める市町村。

3) 評価の項目

	評 価 の 項 目	備 考
1. マスタープラン等との整合	・ 都市計画区域マスタープラン(法第6条の2)に位置付けがあること。	
	・ 市町村都市計画マスタープラン(法第18条の2)に位置付けがあること。	
	・ 県が定め、若しくは定めようとする都市計画と適合していること。	
2. コンパクトな都市づくりへの影響	・ 立地場所周辺において、無秩序な周辺開発等の誘引等により大幅な公共コストの増加が生じないこと。	
	・ 立地施設による中心市街地への影響が少ないこと。	参考
	・ 公共交通機関でのアクセスが容易なこと。	参考

3. 周辺環境等への影響	・周辺の道路に著しい交通渋滞が発生しないこと。	
	・周辺の良好な自然環境へ悪影響を及ぼさないこと。	
	・騒音の発生による著しい環境悪化が生じないこと。	
	・河川、都市下水路等の現況流量との整合が図られていること。	
	・地域固有の価値（歴史や文化、景観資源等）への影響が少ないこと。	
	・地球環境への影響が少ないこと。	参考
4. その他	・県が必要と判断したもの。	
	・市町村が必要と判断したもの。	

3. 本判断基準の運用

(1) 同意判断基準

県は、全ての評価項目（参考を除く）について、基準に適合する場合のみ同意することを基本とする。

(2) 広域調整の手続き

立地市町村が行う都市計画案の決定又は変更の基本的な手続の流れについては、別途事務処理要領で定めるものとする。

なお、特殊事情等により事務処理要領と異なる手続が必要となる場合には、県にその旨を報告し対応を協議するものとする。

(3) 判断についての県都市計画審議会からの意見徴収

都市計画案の広域調整において、立地市町村と関係市町村の意見が一致しない場合や県が立地市町村と異なる判断をする場合等、慎重な判断を要する案件については、岩手県都市計画審議会から意見を求めるものとする。

(4) 本判断基準の見直し

本判断基準については、今後の運用状況や社会環境の変化等により、必要に応じて適宜内容を見直すものとする。

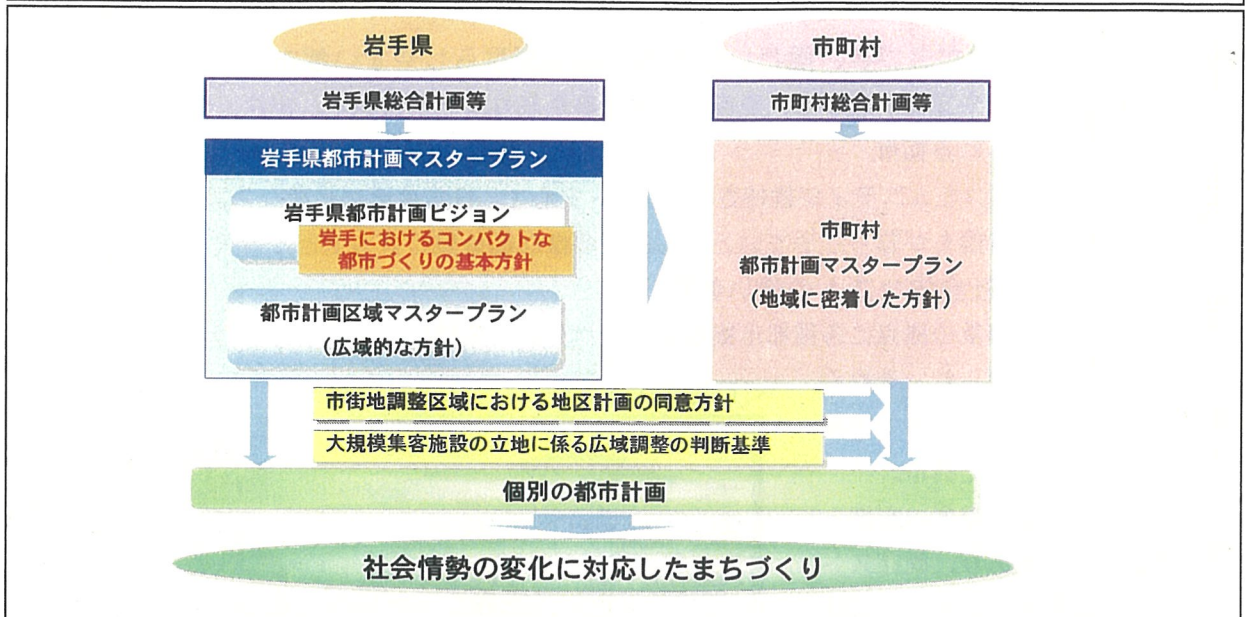
また、参考としている評価項目については、継続して検討を行い、評価手法が明確となった時点で判定基準とするものとする。

岩手におけるコンパクトな都市づくりの基本方針（概要版）

～地域力あふれるまちづくりに向けて～

1. 基本方針策定の趣旨

県内の各市町村が、人口減少や少子・高齢化など社会情勢の変化に適切に対応しながら、それぞれの地域特性を活かした個性と魅力に溢れた都市づくりを行うためのガイドラインとして活用できるように、県が広域的な見地から基本的な考え方を示したものの。



2. 岩手県の現状と課題

1 現状

■人口減少、超高齢社会の到来

・ 県北、沿岸地域、農村地域、等での人口減少、高齢化 ・ 北上川流域に人口の6割集中

■中心市街地の空洞化

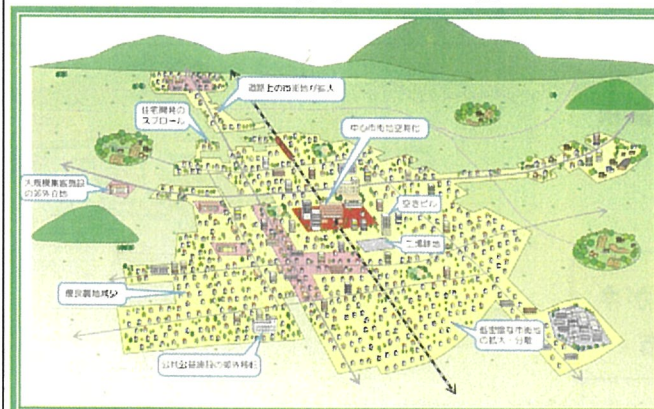
・ 空き店舗や空き地の増加 ・ 歩行者量や小売販売額が減少 ・ 大規模集客施設の郊外立地
・ 公共公益施設の郊外移転

■モータリゼーションの進展

・ 過度の自動車交通への依存 ・ 公共交通が衰退 ・ 自動車保有台数は増加

2 課題

拡大を前提とした都市づくりを進めていった場合、次のような課題が発生します。



- 市街地の無秩序な拡大・拡散による優良農地の減少
- 中心市街地の空洞化
- 交通の問題
- 社会的コストの増大

3. 岩手における目指すべき都市像

美しい自然と優良な農地に囲まれ、歴史と文化が息づき、賑わいのある、誰もが暮らしやすい、効率的で社会的コストの低い都市

○美しい自然と優良な農地に囲まれた都市

本県の各都市は、その周辺を優良な農地や豊かで美しい自然に囲まれており、これらが十分保たれているとともに、都市内の公園、緑地などの公共空間が整備され、緑豊かでゆとりのある生活環境に恵まれた都市。

○歴史と文化が息づき、賑わいのある、誰もが暮らしやすい都市

地域の歴史や文化が息づき、独自の伝統行事や祭りなどが活発で、定住、交流人口が多い賑わいと活力あふれる都市。

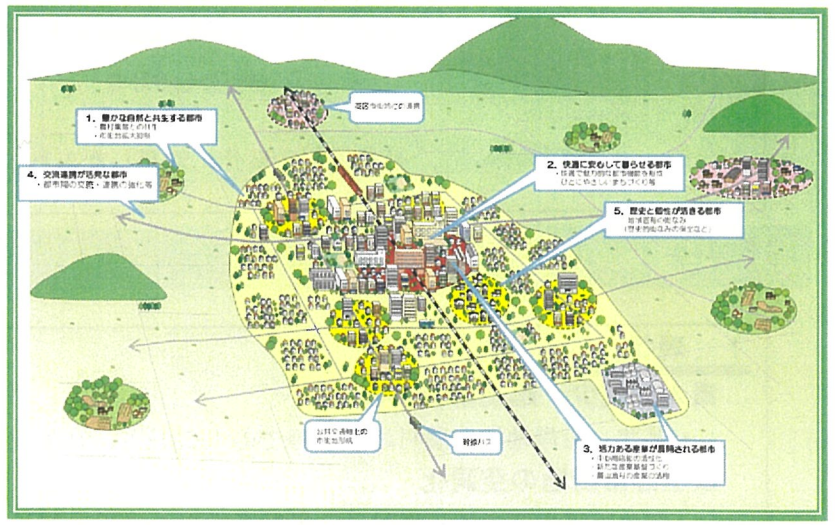
また、地域コミュニティが維持され、安全・安心で、日常生活に必要な施設を歩いて利用でき、高齢者を含む誰もが暮らしやすいとともに、多様な価値観に対応できる選択肢のある都市。

○効率的で社会的コストの低い都市

単数又は複数の拠点に各種都市機能がコンパクトに集積しているとともに、隣接する都市との機能分担が図られ、それらが交通ネットワークで有機的に連結された都市。

また、ある程度の密度とまとまりがあり、既存ストックを有効に活用し、公共施設整備とその維持管理コストや教育、医療・福祉に要するコストの低い都市。

<目指すべき都市づくりのイメージ>



4. 都市分類による目指すべき都市の概念

本県は広大な面積を有しており、県内の各都市は、地形的条件や気象条件、人口の規模や構成などが異なり、一律に望ましい都市のあり方を示すのが困難であることから、4つの例でそれぞれの都市の特性にあった、目指すべき姿を示しました。

■地方中核都市

県の中核となる都市で、盛岡広域都市圏を想定。

目指すべき都市の方向

魅力ある中心市街地と生活拠点等がネットワークされたクラスター型の都市



■内陸型地方中心都市

内陸の中心的な都市で、都市規模は比較的大きく、拠点性を有している都市。

目指すべき都市の方向

活力ある産業と豊かな自然環境が共生し、過度に自動車に依存しない都市

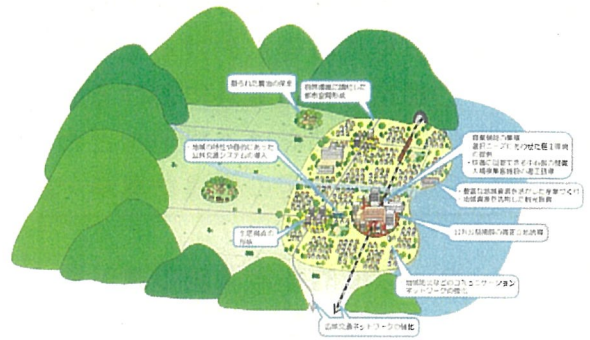


■県北、沿岸型地方中心都市

県北、沿岸の中心的な都市で、都市規模はあまり大きくないが、拠点性を有している都市。

目指すべき都市の方向

豊富な地域資源を活かし、災害に強く快適で暮らせる都市



■地方中小都市

上記以外の都市で、都市規模は小さく、地方中核都市や地方中心都市の周辺都市。

目指すべき都市の方向

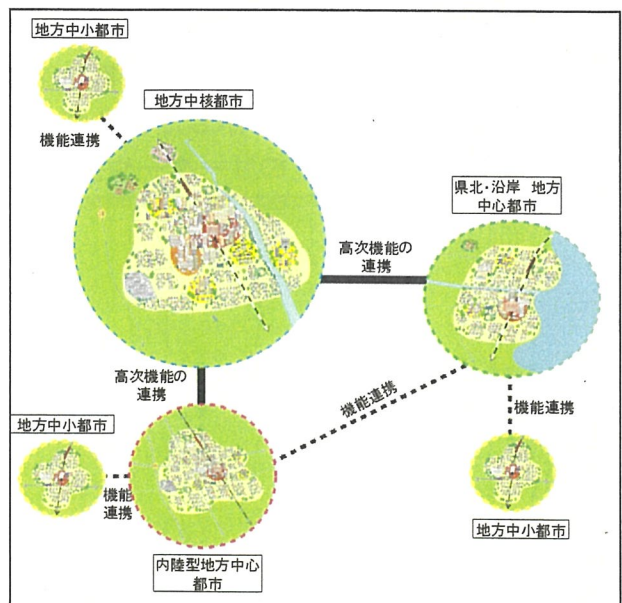
周辺拠点都市と連携を図りつつ、地域特性を活かしたまちづくりを行う都市



広域的な都市連携

本県の地方都市においては、自らの都市の中でフルセット型の公共公益施設等の整備を行うことは非効率的であることから、各都市が機能を分担し、それらを連携することにより地域サービスを向上させていくネットワーク型の広域的な都市構造を拡充していくことが重要になります。

このことから、コンパクトな都市づくりを行いつつ、広域的な連携を図り、県全体の都市的サービスの向上を図る必要があります。



5. 目指すべき都市づくりの実現に向けて

「岩手における目指すべき都市像」を実現するためには、都市計画の枠組みを超えたさまざまな方策を行う必要があります。

ここでは、特に重要と考える方策についてまとめました。

I 土地利用のコントロール

- 市街化区域における土地利用
- 市街化調整区域における土地利用
- 用途区域内における土地利用
- 白地地域等における土地利用
- 都市計画区域外における土地利用
- 市街地における緑地などの整備・保全
- 市街地周辺の優良な農地・森林などの保全

II 広域的都市機能の適正立地

- 大規模集客施設
- 公共公益施設の計画誘導

III 都市施設

- 都市計画道路の見直し
- 公園・緑地等

IV 居住とすまい

- 街なか居住の推進
- 多様なライフスタイルに対応した住宅の供給

V 交通

- 過度に自動車に依存しない新たな公共交通システムの構築
- 街なかの回遊性を高める
- 都市の活力を支える都市間交通ネットワークの形成

VI 歴史・個性・地域資源

- 歴史的・伝統的な建築物や街並みの継承
- 地域資源を活かしたまちづくりの推進
- まちづくりのリーダーや担い手の育成